

〔倭訓栄前編七〕きみ 神代紀に君主公侯王、皇代紀に元首等をよみ。古事記に夫子もよめり、諾冊二尊の名を合せたる義也といへり。○中君かばねあり、後に公をもてかへられたり。

〔倭訓栄前編四十二〕わけ 上古の名に別といへるもの多し、わかれて始祖となれるをいふ成べし、釋に嫡子繼之、庶子封諸侯王、故曰別、と見えたり。

〔姓序考〕公

公姓は舊は君と云ひしを、天平寶字三年冬十月辛丑、天下諸姓著君字者、換以「公字」とみえしより公字を用ること、なれり。公は伎美と訓べし舊は諸國處々にありて、其地に公として治めし人を云り、さるから皇子達に諸國を賜へるに此姓を負へるが多く、公姓なるは地號をもて氏とせしもの多し。古事記中に皇子達に君姓をいへるもの三十九氏なるに、みな地號を以て氏とせられし也。天武朝廷の詔に、八色姓を改定め給ひしこき、近き皇族なる君姓の氏々には、真人姓及朝臣姓等賜へりしかども、なほ姓氏錄皇別に公姓の氏々三十六氏あり、君姓はここに出て國史ともに云れしことはみえねど、太古はいと重きものにせられしなへに、古事記中には、皇子達に多くの姓見えたり、其國に在ては、ごとにいきほひありしものにやありけん、筑紫君石井筑紫君は、大彦命の後なることは、孝元紀及國造のを、しかりしさまは繼體紀にみゆ、今現に其墓地ありて、上古のなごりの知らるゝは、其圖をみても強大さまのよくみゆるをや、故思ふに、諸國の君は、其地を標て、心のまゝにことを行ひたりしものならむ、されば君はしも、姓ながら官にたぐひたるもの也。公姓より以下の姓は、みな姓ながら官にたぐひせしものぞもなれば、太古の官名のやがて姓になりしとやいふべき、決た、へなにはあらじ。○中公姓につきて、太古には別姓ありき、その正しくものにみえしは、孝德紀に別臣連伴造、國造、村首、又古事記中卷日代宮の段に、國々之國造、亦和氣及稻置縣主とみゆ、師のいはれしは、別は國造稻置など之類にて、諸國處々にありて、上